

台湾漁船衝突事故に係る日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書

去る5月10日に発効した日台漁業取り決めは、地元の頭越しに合意され、その内容も台湾側に大幅に譲歩した内容であり、県内漁業者の安全操業と生活に大きな打撃を与えるものである。

そのため、本県議会及び県内の漁業関係団体等は、その見直しを強く求めてきたところであるが、政府においては見直しを行うどころか、県民に対して日台漁業取り決め合意の意義を明確に説明することもない。このことについて、外交のために沖縄の漁業者が犠牲になったとの強い憤りを覚えるものである。

そのような中、去る9月12日午後、宮古島市池間島の北西の水域において、台湾漁船が八重山漁業協同組合所属のマグロ漁船に衝突する事故が発生した。

当該水域は、日台漁業取り決めで台湾漁船の操業が認められた水域で、同取り決め発効後、初めて起こった沖縄の漁船と台湾漁船の衝突事故である。

日台漁業取り決めの発効により、狭い漁場に台湾漁船が大挙押し寄せてくることは当初から予想されていたことであり、台湾漁船との衝突事故という懸念が現実のものとなったことに、同取り決めの適用水域内で漁を行っている県内漁業者は大きな不安を感じている。

また、日台漁業取り決めは台湾側との操業ルールが何ら策定されないまま合意されており、このような状況では今後も同様な事故が起りかねず、同取り決め合意についての政府の責任は重い。

よって、本県議会は、県内漁業者の生活を守る立場から、今回の事故につながった台湾・中国漁船の操業を認めている日台漁業取り決め及び日中漁業協定に強く抗議するとともに、政府においては台湾・中国と再交渉を行い、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 東経125度30分より東側の法令適用除外水域、特別協力水域及び先島諸島北側の法令適用除外水域で台湾側が主張する暫定執法線を越えた部分を撤廃すること。
- 2 先島諸島南側の台湾側が主張する暫定執法線を完全撤廃させるとともに、同水域における台湾漁船の操業を一切認めず、今後の協議にも上げないこと。
- 3 1で撤廃を要求する水域を除いた法令適用除外水域外での台湾漁船の操業を一切認めないこと及び取り締まりを強化すること。
- 4 日中漁業協定を見直し、北緯27度以南の日本の排他的経済水域における中国漁船に対する規制及び取り締まりを強化すること。
- 5 日台漁業取り決め適用水域内で起きた漁船事故対策等のため、政府の責任において「沖縄水産業振興基金（仮称）」を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月11日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

} 宛て